

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中国・武漢市から端を発した新型コロナウイルスによる感染症が急速な勢いで世界中に拡大し、アメリカ合衆国やヨーロッパを中心に猛威を奮い、まさにパンデミックの状況下にある。

そのような中、埼玉県においても、感染者が増加の一途をたどり、学校の一斉休業や大規模イベントの自粛要請などにより、県民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしている。

県においては、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域となり対策を進めているところであるが、県民の健康不安及び感染拡大防止対策による経済的な不安は払拭されていない。

このような未曾有の難局に対し、引き続き、国と県・市が一体となり、状況に応じた対策を迅速かつ的確に講じていく必要がある。

よって、県においては、新型コロナウイルス対策に関して、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 相談、検査、治療が適切に受けられる体制を構築すること。
- 2 感染予防のためのマスク、消毒液等の安定的な生産・供給体制を確立するとともに、医療機関、社会福祉施設、保育施設、学校等に必要な資材を確保すること。
- 3 医師、看護師、医療従事者、介護福祉士、ヘルパー等、感染リスクを抱えながら最前線で活動する方への医療介護の現場体制及び財政的支援も含めた支援策を講じること。
- 4 PCR 検査数を増やすためにも防衛医科大学校病院と更なる連携を図るため防衛省に要請すること。また、抗体検査、抗原検査についても実施すること。
- 5 軽症者が安心して療養できる環境を早急に整えるために、ホテル等の宿泊施設を確保し、担当する医療従事者を適切に配置すること。
- 6 税及び公共料金の支払い猶予や減免を更に検討すること。
- 7 困窮している学生に対する授業料の減免、学生等に対する一時金、住居費、返還義務のない奨学金の支給等の救済施策を講じること。
- 8 飲食店や宿泊施設等を始めとして、売り上げが減少をした中小企業、個人事業

主等に家賃補助・補償・減免など施策を継続的に講じること。

- 9 無利子、無担保、無保証の緊急融資の対象拡大と返済猶予など融資制度等への継続的な支援を行うこと。
- 10 新事業への転換等新たな起業に取り組む事業者への支援を行うこと。
- 11 未履修の学習を回復するための弾力的カリキュラム編成を保証すること。また、受験生に対しても何らかの配慮を行うこと。
- 12 教育環境でのフィジカルディスタンスの確保、密閉・密接・密集(3つの密)を避けるためにインターネットを活用したオンライン授業の実現のために予算措置を講ずること。
- 13 所沢市に対して、感染者、感染経路の詳細を情報提供すること。
- 14 緊急事態宣言の解除条件については、感染者数の多い都市部と比較的に感染者数の少ないそれ以外の地域との現状を考慮して、検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月13日

所 沢 市 議 会

提 出 先

埼玉県知事

埼玉県教育委員会教育長